

Client Alert

2014年5月号(Vol.5)

1. はじめに
2. 知的財産法①：中国第三回改正商標法の施行と関連規定の整備
3. 知的財産法②：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案が国会に提出される
4. 競争法／独禁法①：国際カルテル事件で個人が外国から米国に引き渡された最初の事例
5. 競争法／独禁法②：中国商務部、事業者集中簡易事件の届出手続を公表
6. 環境・エネルギー：新しいエネルギー基本計画の閣議決定
7. 労働法：パートタイム労働法改正法が公布される
8. 会社法：剰余金の配当と基準日の関係に関する裁判例
9. 一般民事：国際裁判管轄に関する最高裁の判断
10. M&A：基準日設定公告の欠如を理由として種類株主総会決議を取り消した裁判例
11. ファイナンス・ディスクロージャー：東証が夕方取引の試案公表
12. 税務：国境を越えた役務の提供等に対する消費税課税
13. 中国・アジア：インドネシアのネガティブリストの改正について

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2014年5月号（第5号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法①：中国第三回改正商標法の施行と関連規定の整備

2014年5月1日、中華人民共和国商標法の第3回改正法（「本改正法」）が施行されました。本改正法は、2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会において可決されたものであり、WTO加盟に向けた2001年の第2回改正以来、約10年ぶりとなる大規模な改正です。その主要な内容ですが、悪意の商標権侵害について通常の賠償額の最大3倍の金額まで懲罰的に損害賠償を認める等の商標権の保護の強化を目的とした規定、並びに抜け駆け商標（冒認出願）の登録を阻止するための規定及び先使用权の規定が新設される等第三者の権利に配慮した新规定が多数盛り込まれています。その他、商標権の対象の拡大（音声商標の追加）、多区分制度及び電子出願の導入等商標権の取得するための手続き（異議申立て手続きを含む。）の簡素化等改正事項は広範にわたります。

Client Alert

また本改正法の施行に先立ち、国務院により、2014年4月29日、本改正法の実施の細則を定める商標法実施条例（日本の商標法規則に相当）が改正され、本改正法に併せ施行されました。その他、国家工商総局により、2014年4月15日、新旧商標法の適用関係等について明らかにした「改正後の「商標法」施行に関連する問題についての通知」が公布、同日施行され、また、最高人民法院により、2014年3月25日、商標事件の審理における受理範囲、管轄及び法律適用等の問題を明らかにした「商標法改正決定施行後における商標事件の管轄及び法律適用問題に関する解釈」が公布、本改正法に併せ施行されています。

実務上これらの関連規定の内容についても注意が必要となります。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 増田 雅史
☎ 03-6266-8742
✉ masafumi.masuda@mhmjapan.com

3. 知的財産法②：特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案が国会に提出される

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（「GI法案」）が2014年4月25日に国会に提出され、本通常国会中の成立が見込まれています。これは、農林水産物や食品等の地理的表示（Geographical Indications、GI。いわゆる地域ブランド）の保護を目的としたものであり、「農林水産物の6次産業化」（農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業創出等）の推進を目的とした施策の一つとして位置づけられています。

商品やサービスの名称等に対する保護の仕組みとしては、商標法及び不正競争防止法がよく知られています。これらの制度とGI法案の仕組みとの大きな違いとしては、農林水産物等の地理的表示だけを保護の対象としていること、生産者団体だけが登録を申請できること、その団体の構成員等であれば全員がその表示を独占的に使用できることが挙げられます。これに加え、農林水産大臣が登録要件として産品の特性等を審査し、法令違反行為に対して積極的に取締りを行う等、国の関与が大きいことも重要な特徴といえます。

特定の団体構成員に対して、名称等の独占を許す既存の仕組みとしては、商標法上の地域団体商標制度等が指摘できます。GI法案の独自の意義は、高付加価値の農林水産物等について、その地理的表示の登録審査等を通じて、国が一定の特性や品質を保証することにあると考えられます。

※ 前号（4月号）にて紹介いたしました特許法・著作権法等の改正案ですが、その

Client Alert

後 4 月 25 日に成立しています。このうち著作権法については、一部の規定を除いて 2015 年 1 月 1 日からの施行が決まっており、特許法及び商標法等については、公布の日から 1 年以内の政令で定める日から施行されます。

弁護士 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com
弁護士 増田 雅史
☎ 03-6266-8742
✉ masafumi.masuda@mhmjapan.com

4. 競争法／独禁法①：国際カルテル事件で個人が外国から米国に引き渡された最初の事例

2014 年 4 月 4 日、米国司法省は、国際カルテルに関与したとして米国で刑事訴追されていた外国人（イタリア国籍）について、米国への引渡しを受けたと発表しました。

この外国人は、国際カルテルに関与したとして 2010 年に米国で起訴され、米国外に所在し続けていましたが、2013 年 6 月にドイツ国内で拘束され、米国・ドイツ間の犯罪人引渡条約に基づきドイツから米国に引き渡されました。国際カルテル事件で米国外に所在する個人が米国に引き渡されたのは、本件が初めてです。

今回の事例は、ドイツが外国人であるイタリア人を引き渡したものであり、自国民を引き渡したわけではない点が特徴です。カルテルに関与した個人の米国への引渡しに関しては、ドイツ・米国間と同様、日本でも、米国との条約上、独禁法違反が引渡しの対象犯罪とされており、自国民を引き渡す義務は負わないものの、裁量により引き渡すことが可能とされています（第 5 条）。

カルテル事件で刑事責任を追及された外国人は、大きく分けて、司法取引に応じて有罪を認め米国で禁錮刑に服することに合意するか、司法取引に応じず米国の裁判所への出頭を拒んで自国にとどまり続けるか、いずれかの対応を採ってきました。国際カルテル事件では、日本人を含む外国人が司法省との司法取引に応じた場合、最近では 2 年近い禁錮刑に服するケースも生じていますが、司法取引に応じず米国外にとどまり続けた場合、これまでは、自ら米国に入国しない限り、米国で刑に服することはありませんでした。今回の事例により、米国への出頭に応じず日本に留まり続けている日本人について、米国司法省が日本政府に引渡しを求める可能性が高まるか否か、また、引渡しの要求があったとしても日本政府がこれに応じることになるか否かは、明らかではありません。しかし、今回の事例は、米国司法省から刑事責任を追及されている個人が米国への出頭に応じるか否かを検討する際に、ある程度考慮に入れるべきであるといえます。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 市川 雅士
☎ 03-6266-8737
✉ masashi.ichikawa@mhmjapan.com

Client Alert

5. 競争法／独禁法②：中国商務部、事業者集中簡易事件の届出手続を公表

2014年4月18日、中国商務部は、事業者集中（企業結合）審査における簡易事件の届出手続に関する指導意見を公布・施行しました。

本 Client Alert 2014年3月号（第3号）で紹介したように、中国商務部は、他国と比べて長期間を要する傾向にある中国の企業結合審査を改善するため、2014年2月に、一定の類型に該当する事件を簡易事件とみなす旨の規定を公表していました。本指導意見は、簡易事件の届出に関する具体的な手続を整備するものです。本指導意見が定める主な内容は、以下のとおりです。

- ① 届出をしようとする事件が簡易事件に該当するか否かについて、商務部に書面で事前相談を求めることができる
- ② 簡易事件の届出には、通常の届出と比べて簡略化された別の届出書書式を用いる（具体的には、簡易事件の届出書からは、主な供給業者・顧客等、市場における競争の状況に関する項目が省略されている）
- ③ 簡易事件は、届出が正式に受理された後、商務部のウェブサイトに10日間公示される
- ④ 商務部は、簡易事件と認定すべきでないと判断した等の場合は、届出が正式に受理された後であっても、非簡易事件として改めて申告するよう求めることができる

本指導意見で具体的な届出手続が整備されたことにより、簡易事件を届け出ることのできる状態が整いました。上記②のとおり、簡易事件については届出書の記載の簡略化が認められるため、中国市場に及ぼす影響の小さい案件では、簡易事件として届出を行うことが今後重要な選択肢となると考えられます。

ただし、本指導意見は、簡易事件の審査期間の短縮には言及していません。また、上記④のとおり、届出が正式に受理された後であっても、商務部の判断で非簡易事件として改めて届出を行うよう求めることができる等、商務部の裁量の余地が大きい手続となっています。そのため、今後の商務部の運用に引き続き注目していく必要があります。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com
弁護士 市川 雅士
☎ 03-6266-8737
✉ masashi.ichikawa@mhmjapan.com

6. 環境・エネルギー：新しいエネルギー基本計画の閣議決定

2014年4月11日、新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました。エネルギー基

Client Alert

本計画は、エネルギー政策基本法に基づいて長期的なエネルギー政策の方向性を示すものとして制定され、定期的に改定されており、今回は東日本大震災後の最初の改定にあたります。

新しいエネルギー基本計画の内容は多岐に渡りますが、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、電力システム改革等が完結する 2018 年から 2020 年までを、安定的なエネルギー需給構造を確立するための集中改革実施期間と位置付け、当該期間におけるエネルギー政策の方向を定めていることが注目されます。具体的には、①再生可能エネルギーについて、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくこと、②原子力発電について、昼夜を問わず継続的に稼働できるベースロード電源として位置づけたうえで、安全基準に適合した場合には再稼働を進めること、③電力・ガスシステム改革により、電力・ガス市場の相互参入や異業種参入を促進することで産業構造の変革及び総合エネルギー企業の創出を図ることといった内容が含まれ、それぞれ今後の個々のエネルギー関連施策の基本となることが想定されています。なお、①の再生可能エネルギーに関しては、本計画において、2020 年に発電電力量の 13.5%、2030 年に同約 2 割とするとしていた従前の目標を上回る水準の導入を目指すことが明記されており、この点も今後の政策に大きな影響を与えるものと思われます。

エネルギー基本計画は、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、環境・エネルギー分野では非常に重要です。中長期のエネルギーミックス（需給構成）等、本計画に盛り込むことが検討されているながら、結果として今後の検討に委ねられた課題も含め、今後、関連する議論の動向には引き続き留意が必要と考えられます。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmiapan.com
弁護士 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhmiapan.com

7. 労働法：パートタイム労働法改正法が公布される

2014 年 4 月 23 日、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる、パートタイム労働法）の改正法が交付されました。

特に重要な改正点は、通常の労働者と差別的取扱いが禁止される「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の範囲の拡大です。これまで、(1) 職務内容が正社員と同一、(2) 人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一、(3) 無期労働契約を締結しているパートタイム労働者については、正社員と差別的取扱いが禁止されていましたが、改正後は、(1)、(2)に該当すれば、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者も正社員と差別的取扱いが禁止されることとなりました。また、事業主が、雇

Client Alert

用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、一般的な均等待遇の原則の規定が創設されました。

このほか、パートタイム労働者を雇い入れたときには、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する措置の内容（賃金制度や正社員転換推進措置等）について事業主が説明する義務も導入されています。

施行は公布日から1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。パートタイム労働者を雇用する企業は留意が必要です。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com
弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

8. 会社法：剰余金の配当と基準日の関係に関する裁判例

上場会社等多数の株主を擁する株式会社においては、株主権を行使できる株主が誰かを確定させるため、基準日制度が利用されており、一般に、期末配当を受けることのできる株主は毎事業年度末日時点の株主である旨が定款で定められています。この点、会社法上、基準日株主が行使できる権利は、当該基準日から3ヶ月以内に行使するものに限るとされているところ（会社法124条2項）、適な剰余金の配当を行うには、①毎事業年度末日の基準日から3ヶ月以内に剰余金配当決議を行えば足りるのか、それとも②剰余金配当決議にとどまらず、配当の効力発生日まで3ヶ月以内に設定する必要があるのかは、必ずしも明確ではなく、この点に関する裁判例も存しなかったことから、実務上は、多くの株式会社において、保守的に上記②の見解が採用されていました。

しかし、東京地判平成26年4月17日は、スクイズアウトに関する株主総会決議の取消し等が問題となった事案において、会社法124条2項の趣旨は、権利行使時点における実際の株主と基準日株主との間の乖離が大きくなることを防止することにあるところ、剰余金配当請求権については、確定すれば、確定時点以後に乖離が大きくなることはなく、基準日から3ヶ月以内に剰余金配当決議がされて剰余金配当請求権が確定されれば足りるとして、上記①の見解を採用する旨を明らかにしました。同事案は現在控訴中であり、上記見解はいまだ確定的とはいえませんが、上級審においても当該判断が認められた場合には、基準日から3ヶ月を超えた効力発生日の設定が許容されうることとなり、配当実務に影響を与える可能性がありますので、今後の動向には注意が必要です。

Client Alert

なお、上記事案の概要及びその他の論点に関する判断の内容については、本ニュースレターの M&A に関する記事もご参照下さい。

弁護士 石井 裕介
☎ 03-5223-7737
✉ yusuke.ishii@mhmjapan.com
弁護士 河島 勇太
☎ 03-6266-8734
✉ yuta.kawashima@mhmjapan.com

9. 一般民事：国際裁判管轄に関する最高裁の判断

外国裁判所の確定判決が日本において効力を有するための要件の一つについての判断が、平成 26 年 4 月 24 日の最高裁判決において示されました。

すなわち、日本の民事訴訟法においては、外国裁判所の確定判決は、「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること」等の一定の要件を満たす場合に限り、日本において効力を有すると規定されているところ（民訴法 118 条）、当該最高裁判決では、この「法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められる」か否かについて、「基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に照らして、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべき」と判示しました。その上で、日本国内における違法行為について、カリフォルニア州法に基づいて差止及び損害賠償を命じた米国判決について、行為地及び損害の発生のいずれも米国内ではないことを理由として日本における効力を認めなかった東京高等裁判所の判断を覆し、違法行為が実際に米国内においてなされていなかったとしても、米国において違法行為を行うおそれや権利利益が侵害されるおそれがあれば、米国判決に基づいて、日本において、当該判決に基づく強制執行を認める執行判決を行う余地がある、と判示しました。

国際紛争は今後増えていくことが予想されますが、本判決は、外国判決の日本における効力を検討する上で一つの参考になるものと思われます。

弁護士 吉羽 真一郎
☎ 03-6266-8506
✉ shinichiro.yoshiba@mhmjapan.com
弁護士 浅井 大輔
☎ 03-6266-8752
✉ daisuke.asai@mhmjapan.com

10. M&A：基準日設定公告の欠如を理由として種類株主総会決議を取り消した裁判例

東京地裁は、2014 年 4 月 17 日、全部取得条項付種類株式を用いたスクイーズアウト

Client Alert

に関する株主総会決議取消請求事件に関し、種類株主総会の基準日設定公告が行われていなかったことを理由として種類株主総会決議を取り消す旨の判決を行いました（控訴）。

株式会社が株主の権利に関する基準日を定める場合、基準日の2週間前までに公告が必要であり（会社法124条3項本文）、定款に基準日及び当該基準日に係る権利を定めた場合には例外的にかかる公告が不要となります（同但書）。本件では、種類株主総会に関する基準日設定公告が行われなかったことから、種類株主総会について、種類株主総会と同日開催の定時株主総会で承認された種類株式の導入に係る定款変更議案に種類株主総会に関する基準日の定めがある（なお、定款変更の附則において、本件種類株主総会の基準日にも変更後の定款を適用する旨が定められています。）ことをもって、基準日設定公告が不要となるかが問題となりました。

本判決は、基準日及び基準日株主が行使できる権利の内容を株主に知らせる等の基準日公告制度の趣旨からすると、基準日に関する定款の定めは当該基準日の2週間前までに存在することが必要であり、本件では基準日の2週間前の時点では種類株主総会に関する定款の定めはなかったことから、会社法124条3項但書は適用されず基準日公告が必要であると判示しました。

スクイーズアウトの場面を始めとして、M&Aに関連して基準日の設定が必要となる場面が存在しますが、M&Aのスケジュールを検討する際には公告の要否も含め留意が必要です。

なお、本訴訟の論点は多岐にわたっており、剰余金の配当と基準日の関係についても注目される判断が示されております。この点については、本ニュースレターの会社法に関する記事をご参照下さい。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

11. ファイナンス・ディスクロージャー：東証が夕方取引の試案公表

2014年4月9日、東証の現物市場の取引時間拡大に向けた研究会（本研究会）が開催され、15時半から17時頃をコアタイムとした夕方取引マーケットを設立する試案が公表されました。本研究会は、参加者の多様化等によるマーケットの機能強化のための施策の一つとして、取引時間の拡大を検討するために設置されたものです。

今回公表された試案では、①昼間の市場を補完する時間外取引市場として、金商法上の独立した市場として設立すること、②夕方取引マーケットでの対象銘柄は昼間の取引と同様とするが、VWAP値や四本値等の算出には反映しないこと、③売買制度は原則として昼間の取引と同様としつつ、急激な価格変動を抑制する観点から昼間の取引以上に

Client Alert

投資者を保護し、一部の売買制度を変更すること、といった内容が示されています。

夕方取引マーケットが設立により、投資やファイナンスの新たな機会が提供されることが期待されます。一方で、「終値」や「取引時間」をベースとする各種の規制や約定の扱いをどう扱うか、適時開示や EDINET 登録を行うタイミングをいつに設定すべきか等、新たな実務上の課題を生むことも予想され、具体的な制度設計等について今後の議論の展開が注目されます。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kenqo.ozaki@mhmjapan.com

12. 税務：国境を越えた役務の提供等に対する消費税課税

近年、海外からのインターネットを通じた日本の消費者及び事業者へのサービス提供（電子書籍・音楽の配信サービス、インターネット広告、クラウドサービス等）が活発になってきています。しかしながら、現行の消費税法上、海外からのサービス提供は「国外取引」であるという理由により課税対象外（不課税）とされているため、国内事業者による同様のサービスとの間で競争条件の不平等があるという問題が指摘されてきました。

この問題を受けて、政府税制調査会では、2012年7月以降、課税の在り方について検討を続けていましたが、2013年11月14日及び2014年4月4日の国際課税ディスカッション・グループにおいて、これらのサービス提供を消費税の課税対象とする方向で課税制度の見直し案の大枠が固まり、これを実現するための法改正を来年度（平成27年度）の税制改正に盛り込む見直しとなりました。見直し案には、以下のような内容が含まれています。

① 内外判定の見直し

消費税法は国内取引のみを課税対象としているところ、上記のサービス提供は役務を提供する者の事務所等の所在地を基準にして国内取引か否かを判定するため、海外からのサービス提供は国外取引となり課税対象外（非課税）とされてきました。見直し案は、役務の提供を受ける者の所在地を基準に判定するよう判定基準を変更することにより、海外からのサービス提供を国内取引とし、消費税の課税対象に取り込むことを提言しています。

② 課税方式

海外からのサービス提供を消費税の課税対象にした場合の課題として、消費税をどのように課し、納付させるかという点が挙げられます。

見直し案では、海外からのサービス提供を「消費者向け取引」（B to C 取引）

Client Alert

と「事業者向け取引」(B to B 取引)に区分けし、それぞれについて異なる課税方式を提言しています。具体的には、「消費者向け取引」については、海外事業者に消費税の申告納税義務を課す方式が、「事業者向け取引」については、役務の提供を受ける国内事業者に消費税の申告納税義務を課す方式(リバースチャージ方式)が、それぞれ提言されています。

この見直し案の詳細については、当事務所 TAX LAW NEWSLETTER 2014 年 5 月号 (Vol. 6) (2014 年 5 月中旬発行予定) で詳細を解説する予定です。現在同 Newsletter の配信を受けられていない方で、これらの配信をご希望の方は、当事務所広報担当 (mhm_info@mhmjapan.com) までご連絡を頂きたく存じます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 栗原 宏幸
☎ 03-6266-8727
✉ hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com

13. 中国・アジア：インドネシアのネガティブリストの改正について

インドネシア政府は、大統領令 2014 年 39 号(「新大統領令」)を制定し、投資が禁止又は制限される業種及びその内容を記載したリスト(「ネガティブリスト」)を改正しました。新大統領令は、本年 4 月 24 日より施行されています。新大統領令に基づく新たなネガティブリスト(「新ネガティブリスト」)が発効し、従来の大統領令 2010 年 36 号に基づくネガティブリスト(「旧ネガティブリスト」)は全面廃止されました。本改正は、インドネシアへの投資を検討する際の非常に重要な法令の改正といえます。

新ネガティブリストにおいては、一部の業種につき旧ネガティブリストよりも外資規制が厳格化されましたが、他方で、外資規制が緩和された業種も存在します。以下では、主に日系投資家の関心が高いと思われる業種について、重要な改正点をご紹介します。

なお、新大統領令制定日以前に承認された投資については、新ネガティブリストの規定が投資家にとって有利なものでない限り、既存投資家は本改正による影響を受けないものとされています(新大統領令第 9 条)。

(1) 外資規制が厳格化された主な業種

ディストリビュータ及び倉庫業：ディストリビュータ(Distributor)及び倉庫業については、旧ネガティブリストに規定がなく外資規制が及ばないものと解されていましたが、新ネガティブリストにおいては、外資出資比率(株式数ベース)の上限を 33%とする新たな規制が設けられました。しかし、ディストリビュータについては、新ネガティブリストにおいてその定義は明らかでなく、輸入を伴う形態での卸売業につき上記制限に服するのか、それとも、輸入を伴わない純粋な国内卸売業を行う

Client Alert

者のみ上記制限に服するののかにつき、現時点では明確ではありません。

また、冷蔵・冷凍倉庫業についても、旧ネガティブリストに規定がなく外資規制が及ばないものと解されていましたが、新ネガティブリストにおいては、スマトラ、ジャワ及びバリでは外資出資比率の上限を 33%、カリマンタン等その他の地域においては 67%とする新たな規制が設けられました。

情報通信業：マルチメディアサービス提供事業、電気通信事業及び電話付加価値サービス事業の外資規制が統合され、旧ネガティブリストのもとでは各事業に属する個別の業種ごとにそれぞれ異なる比率の外資出資の上限等の投資条件が設けられていましたが、新ネガティブリストにおいては、データ通信サービス事業、コールセンター事業、マルチメディアコンテンツ事業、インターネットサービスプロバイダ事業、インターネット相互接続事業及び公共インターネット電話サービスについては一律に外資比率の上限を 49%とし、有線・無線・衛星通信サービスについては 65%とする規制が設けられました。

(2) 外資規制が緩和された主な業種

広告業：旧ネガティブリストでは、100%内資であることが要請され外資に解放されていませんでしたが、新ネガティブリストにおいては、ASEAN からの投資に限り、外資による出資が 51%まで認められることとなりました。

ベンチャーキャピタル業：旧ネガティブリストでは、ベンチャーキャピタル業の外資出資比率の上限は 80%であったところ、新ネガティブリストでは 85%に緩和されました。

製薬業：製薬業につき、旧ネガティブリストでは外資出資比率の上限は 75%であったところ、新ネガティブリストでは 85%に緩和されました。

上記の業種のほかにも、複数の事業分野において外資規制の内容が変更されており、また、ディストリビュータのように依然として文言自体が不明確なものも含まれています。非常に重要な改正である一方で、施行直後であることから解釈や実務運用が確定していない業種もあると思われ、投資調整庁（BKPM）に相談した上で案件を進める必要があります。

弁護士 田中 光江

☎ 03-5223-7788

✉ mitsue.tanaka@mhmljapan.com

弁護士 埴 晋

☎ 03-6212-8362

✉ susumu.hanawa@mhmljapan.com

弁護士 竹内 哲

(ジャカルタ Akset 法律事務所出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhmljapan.com

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919

✉ aki.tanaka@mhmljapan.com

Client Alert

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『平成 26 年定時株主総会における想定質問作成及び回答のポイント』
開催日時 2014 年 5 月 15 日（木）14:00～17:00
講師 奥山 健志
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『クレジットリンクローンの法律と実務』
開催日時 2014 年 5 月 15 日（木）17:30～20:30
講師 江平 享
主催 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『JETRO・ASEAN 知財動向報告会』
開催日時 2014 年 5 月 15 日（木）13:00～17:00
講師 小野寺 良文
主催 経済産業省、特許庁、ジェトロ

- セミナー 『M&A における契約条項の基本と実務』
開催日時 2014 年 5 月 20 日（火）13:30～16:30
講師 森田 恒平
主催 株式会社 商事法務

- セミナー 『中央大学学術講演会「国家戦略特区について考える」』
開催日時 2014 年 6 月 7 日（土）16:00～17:30
講師 野村 修也
主催 学校法人中央大学

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『実務に効く 知的財産判例精選』
出版社 ジュリスト増刊
著者 飯塚 卓也（共著）、横山 経通（共著）、三好 豊（共著）

- 論文 「産業競争力強化法を利用したM&Aの実務 ―事業再編促進税制を中心に―」
掲載誌 旬刊商事法務 No. 2027 2014 年 3 月 15 日号
著者 大石 篤史、中嶋 将良、青山 正幸

Client Alert

- 論文 「平成 25 年改正金商法政府令の解説（3・完）特定有価証券に係る発行・継続開示規制の見直し等、銀行等による資本金の供給強化等、AIJ 投資顧問事案を踏まえた資産運用規制の見直し」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2031
著者 樋口 彰（共著）
- 論文 「平成 25 年改正独占禁止法の論点」
掲載誌 NBL 1022 号
著者 宇都宮 秀樹、市川 雅士
- 論文 「セイクレスト監査役責任追及事件判決の検討—大阪地判平成 25・1226 本誌 1435 号 42 頁—」
掲載誌 金融・商事判例 No.1439
著者 松井 秀樹
- 論文 「アジア諸国の民事訴訟制度～消費者対応をふまえて～ 第四回 ベトナム」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.14 No.5
著者 関戸 麦、竹内 哲
- 論文 「アジア諸国の民事訴訟制度～消費者対応をふまえて～ 第五回 タイ」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.14 No.6
著者 落合 孝文、二見 英知、眞鍋 佳奈
- 論文 「著作権法改正のポイント」
掲載誌 Business Law Journal 2014 年 6 月号
著者 池村 聡
- 論文 「クロスボーダーM&A 契約の動向と留意点」
掲載誌 月刊監査役 No. 627
著者 大石 篤史、林 宏和、佐藤 貴将
- 論文 「監査役監査基準、監査役監査規程と監査役の責任～注目される最近の 2 つの裁判例～」
掲載誌 月刊監査役 No.627
著者 松井 秀樹

Client Alert

- 論文 「ベンチャー企業が陥りやすい法的問題とその解決法ーベンチャーファイナンス。エコシステムとコミュニティの理念を中心にー」
掲載誌 月刊ザ・ローヤーズ Vol.11 No.4
著者 増島 雅和

- 論文 「国会による原発事故調査を振り返る～国会事故調査委員会に参加した弁護士の視点から 国会事故調における調査活動の統括とプロジェクトマネジメント」
掲載誌 自由と正義 Vol.65 No.4
著者 松澤 香、高橋 尚子

- 論文 「阪神バス(勤務配慮・保全抗告)事件(大阪高裁 平 25.5.23 判決)」
掲載誌 WEB 労政時報
著者 清水池 徹

NEWS

- **第3回新日本法規財団 奨励賞を受賞しました**
一般財団法人 新日本法規財団による第3回新日本法規財団 奨励賞が発表になり、当事務所の 戸嶋 浩二 弁護士、林 宏和 弁護士が執筆した論文「支配株主によるM&Aにおける取締役の義務と責任」が、会社法制分野において優秀賞を受賞いたしました。

- **2013年度トムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました**
2013年度のトムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」が発表され、当事務所が関与した4つの案件がそれぞれ下記の賞を受賞いたしました。
 - Offshore Bond of the Year
 - Equity of the Year
 - IPO of the Year
 - J-REIT of the Year

- **ASEANの知的財産権に関する報告書が日本貿易振興機構（JETRO）のウェブページに掲載されました**
当事務所の弁護士が関与したASEANの知的財産権に関する報告書が、日本貿易振興機構（JETRO）のウェブページに掲載されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com